

係	任主	長 璽	長 際分
			

連絡

昭和七年十月二十日 本部 庶務 〇

イロイロ分隊 庶務 御中

曩ニ本部ヨリ配布シタル「サンク」ヲ某分隊ニ於
 テ六下上官以下ニ於テ適宜分配シタル事例ヲ
 ルモ之ハ分(遣)隊長以下全員ニ對スル分ト
 シテ配布シタルモノニ付承知相成度
 但シ傭人(含比島人)ニシテ妻帯シアルモノ及三十
 才未滿ノモノニハ配布セザル様セラレ度尚之カ
 使用ニ關シテハ充分教育サレ度為念

比附 574
 カバカン分隊 宛
 同一文書

